

特定非営利活動法人政策過程研究機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人政策過程研究機構といい、英語名は **Specified non-profit corporation Policy Process Institute(PPI)**という。

(事務所)

第2条 この法人は東京都渋谷区渋谷 3-5-16 渋谷 3 丁目スクエアビル 2F katana オフィス渋谷に事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は公共生活への自発的な参画を目指す市民に対して相互に交流するための場を提供するとともに、市民公益活動と連動する公共政策の立案を図り、もって市民公益セクターの発展・強化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) こどもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動

- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地方公共団体の政策形成過程における新たな公私協働関係の構築等に関する調査研究事業
- (2) 地方公共団体の政策形成過程における新たな公私協働関係の構築等に関する研修事業
- (3) 地域における経済活性化に資する公私協働関係の構築等に関する調査研究事業
- (4) 地域における経済活性化に資する公私協働関係の構築等に関する研修事業
- (5) 非営利活動団体政策立案及び提言活動に対する助言又は援助に関する事業
- (6) 書籍、情報誌及び機関誌、ホームページの公開等の広報出版等事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、両会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 協賛会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき

- (2) 本人が死亡したとき、又は団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において今後も支払いの意思がないものと判断したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会の意を記載した書面を理事会に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前の弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に反したとき
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) この法人の名誉を傷つけたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会により会員の中から選任する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員となる事が出来ない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第15条

理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、業務の執行を決定する。

2 代表権はあらかじめ理事会の指名を受けた理事のみが有する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
- (5) 第1号及び第2号について、理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集の請求を行うこと。

(任期等)

第17条 役員任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 評議員は、総会に出席し意見を述べるができる。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会費の額
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務の規定及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条に同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他理事会から付議された事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総会の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第1項第4号により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、あらかじめ理事会の指名を受けた理事が招集する。

2 あらかじめ理事会の指名を受けた理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、請求から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議決の決するところによる。この場合において議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 理事の有する代表権の制限に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) あらかじめ理事会の指名を受けた理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、あらかじめ理事会に指名を受けた理事が招集する。

2 理事会は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、全役員の同意があるときはこの手続きを経ずに開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、前条一項の理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、予め通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるときを除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、講長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない

第7章 評議員

第40条 この法人には、評議員を置くことができる。

2 評議員は、この法人に功労があつた者又は学識経験者等で、理事会の議決により選任し、これを委嘱する。

3 評議員は、この法人の役員を兼ねることができない。

4 評議員は、この法人の運営に関し、理事会の諮問に応じる。

第8章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理等)

第42条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、あらかじめ理事会の指名を受けた理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

書類は、毎事業年度終了後、3か月以内に、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の裁決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事案の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人の解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散の総会で定めるものに譲渡する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上

の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。

第11章 事務組織

(事務組織の設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務組織を設置する。

- 2 事務組織には統括者と必要な職員を置く。
- 3 統括者の任免は理事会が行い、職員の任免は理事会の承認の下で統括者が行う。
- 4 理事は、事務組織の統括者及び職員を兼職することができる。
- 5 事務組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第12章 雑則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事会の指名を受けた理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、次の通りとする。

代表理事	福田	隆之
副代表理事	折田	裕幸
副代表理事	廣飯	一彦
副代表理事	吉村	達彦
副代表理事	柏崎	元斎
同	豊川	健太郎
同	川田	由美
同	梁島	章人
同	横田	敏彦
同	梶房	健介
同	村田	章吾
監事	工藤	裕子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日

から平成15年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。


5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず次の通りとする。

(1) 正会員は、年額10,000円とする。ただし、学生については、年額5,000円とする。

(2) 協賛会員は、年額一口6,000円とする。ただし、学生については、年額一口3,000円とする。

上記は特定非営利活動法人政策過程研究機構の定款に相違ないことを証明します。


特定非営利活動法人政策過程研究機構

理事 福田 隆彦 